

求職活動の範囲等

1. 失業の認定における求職活動実績に該当するもの

- (1) 求人への応募
- (2) 公共職業安定所(高齢者職業相談室、地域職業相談室、地方就職支援センター等を含む。)が実施するもの
 - ① 求職申込み(パートバンク等の付属機関等)、職業相談、職業紹介等
 - ② 初回講習、求職活動支援セミナー、グループワーク、求人説明会、職場見学会、管理選考会、Uターンフェア、再就職支援プログラムにおける個々の就職支援(面談、面接シミュレーション等)、就職実現プランによる早期再就職支援事業における個々の就職支援(予約相談等)、キャリア交流事業における就職支援(就職支援セミナー等、カウンセリング)等
- (3) 許可・届出のある民間事業者等(民間職業紹介事業者、労働者派遣事業者、地方公共団体)が実施するもの
 - ① 求職の申込み、職業相談、職業紹介等
 - ② 求職活動方法を指導するセミナー等
- (4) 上記(2)(3)以外(独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、地方公共団体、求人情報提供会社、新聞社等)が実施するもの
 - ① 独立行政法人雇用・能力開発機構が行うキャリア・コンサルティングでの相談等
 - ② 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の委託を受けて都道府県高齢者雇用開発協会等が行うキャリア設計に関する相談、職業生活設計セミナー、経験交流会への参加
 - ③ 職業相談
 - ④ 個別相談ができる企業説明会
 - ⑤ 地域雇用開発促進法に基づき都道府県が策定する地域求職活動援助計画に盛り込まれた地域就職援助団体等(事業主団体等)が国の委託を受けて行う、職業講習、企業合同説明会等への安定所の助言指導による参加
 - ⑥ 離職前の事業主が、再就職援助として行う職業相談、職業紹介等
- (5) 再就職に資する各種国家試験、検定等の資格試験の受験

等

2. 失業の認定における求職活動実績にそれだけでは該当しないものの例

- (1) 単なる安定所、新聞、インターネット等での求人情報の閲覧
- (2) 単なる知人への紹介依頼
- (3) インターネット等による民間職業紹介事業者、労働者派遣事業者、地方公共団体の行う無料職業紹介事業への単なる登録
登録に際して希望条件面等について話し合う場合、具体的な派遣先や求人の提示がありそれに答える場合など、民間職業紹介事業者、労働者派遣事業者、地方公共団体の行う無料職業紹介事業と受給資格者との間にやりとりがあれば職業相談として求職活動に該当するが、単なる登録は求職活動に該当しないものとして取り扱う。なお、求職申込みは1の(2)、(3)のとおり、当然に求職活動に該当する。

3. 一連の活動だが 2回以上の求職活動実績とみなす場合

- ① 職業相談に引き続き職業紹介を受けた場合
- ② 職業相談に引き続き初回講習、求職活動支援セミナー等を受けた場合(逆の順序の場合を含む。)
- ③ 求職申込みに引き続き職業相談を受けた場合
- ④ 企業説明会等において複数の事業所と個別に面談を行った場合